

介護保険負担限度額認定申請について

介護保険制度では、施設サービスや短期入所サービスを利用する際、食費・居住費（滞在費）の費用は自己負担となっています。このうち、世帯の全員が市民税非課税等に該当する要介護等認定者は、負担限度額認定申請により負担する金額が軽減されます。

■軽減の対象

次の介護（介護予防）サービスにおける居住費（滞在費）と食費を軽減します。

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・地域密着型介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・介護予防短期入所療養介護

■対象となる方、1日の負担限度額

2024/8/1～2025/7/31

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット個室	ユニット個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	① 本人および世帯全員が住民税非課税であって、 ② 生活保護の受給者 ③ 年齢福祉年金の受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯員全員が住民税非課税であって、 年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階 ①	本人および世帯員全員が住民税非課税であって、 年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階 ②	本人および世帯員全員が住民税非課税であって、 年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円
基準費用額 施設により異なる場合があります。		2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円	

- *年金収入額には非課税年金（遺族年金、障害年金）も含まれます。
- *介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担額は、（ ）内の金額となります。
- *通所介護（デイサービス）・通所リハ（デイケア）利用時の食費については対象となりません。
- *滞納のある方は認定されない場合があります。納付についてご相談ください。
- *世帯分離していても、配偶者が住民税課税者の場合は認定されません。
- *預貯金等が第1段階：1,000万円（夫婦は2,000万円）、第2段階：650万円（同1,650万円）、第3段階①：550万円（同1,550万円）、第3段階②：500万円（同1,500万円）を超える場合も認定されません。（第2号被保険者の預貯金等の基準額は、第1段階と同じです。）

■申請手続

【認定申請】・・・「負担限度額認定申請書・同意書・預貯金等の写し」を市高年介護課又は各振興局介護保険担当窓口へ提出してください。
認定された方には後日、「介護保険負担限度額認定証」を送付します。

【認定】・・・申請日時点の本人・配偶者・世帯員の課税状況、預貯金等の確認により行い、申請月の初日に遡って効力を有します。

【有効期限】・・・申請月の初日から7月末まで（毎年度認定の更新を受ける必要があります。）